

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和5年7月14日

京都府知事 西脇隆俊

- 1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する非自動はかりであって、ひょう量が30キログラム以下の電気式はかり

検査区域	検査場所	検査期日
京田辺市、久御山町	特定計量器の所在場所	令和5年8月21日から 令和5年8月29日まで

備考 日曜日及び土曜日を除く。

- 2 1に定める電気式はかり以外の非自動はかりであって、ひょう量が5トン未満のもの並びに分銅及びおもり

検査区域	検査場所	検査日時
舞鶴市	舞鶴東体育館	令 5. 8. 22
		5. 8. 23
		5. 8. 24
	舞鶴文化公園体育館	5. 8. 28
		5. 8. 29
		5. 8. 30
宇治市	宇治市産業会館	5. 9. 5
		5. 9. 6
		5. 9. 7
		5. 9. 8
城陽市	城陽市働く女性の家 (南部コミュニティセンター)	5. 9. 13
		5. 9. 14
		5. 9. 15
八幡市	八幡市役所	5. 9. 25
		5. 9. 26

検査区域	検査場所	検査日時	
京田辺市	京田辺市 コミュニティホール	5. 9. 21	午前10時 ～ 午後3時
		5. 9. 22	
久御山町	久御山町商工会館	5. 10. 26	午前10時 ～ 午後3時
井手町	井手町商工会館	5. 9. 19	午前10時 ～ 午後3時
宇治田原町	宇治田原町役場	5. 9. 11	午前10時 ～ 午後3時
		5. 9. 12	

### 3 ひょう量5トン以上の非自動はかり

検査区域	検査場所	検査期日
舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、伊根町、京丹波町、与謝野町	特定計量器 の所在場所	令和 5年10月 1日から 令和 5年11月30日まで

備考 日曜日、土曜日及び祝日を除く。

### 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人京都府計量協会